平成２５年（フ）第３６２６号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番12号
債務者　有限会社ＣＱＣ
代表者代表取締役　山本　憲一
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家郷　資大
4　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３８号
大阪市淀川区塚本１丁目14番21号
債務者　オフィス二十一株式会社
代表者代表取締役　島津　忠弘
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中弘　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２７号
大阪市平野区長吉川辺３丁目６番６号
債務者　有限会社ユニーク
代表者取締役　山本　憲一
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家郷　資大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７３号
大阪市北区西天満３丁目３番７号
債務者　株式会社シーディス
代表者代表取締役　阪口　盛彦
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　安子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2481番地２
債務者　株式会社ダイナスティダイニング
代表者代表取締役　三輪　武久
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後４時
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６８号
青森県十和田市東二十一番町19番６号
債務者　蛯名るり子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花生　耕子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３６４号
神奈川県平塚市北豊田626番地の１、前住所神奈川県平塚市西八幡３丁目９番６号
債務者　相崎　博一
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川聡美
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６０９号
大阪府東大阪市島之内２丁目２番30号　アバンティＨＦ401号
債務者　寿鉄工こと　内野　壽佳
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　正人
4　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１１号
大阪市住吉区帝塚山東１丁目３番25号　３Ｆ
債務者　山種商店こと笹部順之助こと　笹部　博幸
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝博
4　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番36号、前住所鹿児島県薩摩川内市向田本町９番13号
債務者　川畑　祐清
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町20番36号、前住所鹿児島県薩摩川内市向田本町９番13号
債務者　川畑多美子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2963番地１Ｔ＆ＭⅡ103号、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町2564番地１
債務者　橋口　夏子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１４５８号
名古屋市北区清水１丁目17番14号　林アパート
債務者　田中喜八郎
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４５９号
名古屋市北区清水１丁目17番14号　林アパート
債務者　守山　早苗
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
青森県十和田市大字奥瀬字下川目２番地26奥瀬団地３号
債務者　柴田　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
青森地方裁判所十和田支部